平成２２年（フ）第８６０２号
大阪市平野区瓜破東８丁目３番24―502号
債務者　岡本　和美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０５号
大阪府東大阪市喜里川町２番４号
債務者　松本　征子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４４号
大阪市西成区千本南２丁目11番12号　シティハイツ千本南401号
債務者　飯原　和子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５６号
大阪市鶴見区横堤２丁目18番31号　鶴見スカイハイツ302
債務者　三木登志子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２３号
大阪市東住吉区今林４丁目５番２―411号
債務者　三原由美子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７３号
大阪市生野区舎利寺２丁目７番28号
債務者　阿部　初美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７８９号
大阪府東大阪市森河内西２丁目37番21号
債務者　伊藤　静子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９０号
大阪府高槻市松が丘４丁目１番12―410号
債務者　橋本昌伸こと　金　　昌伸
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１１号
大阪府茨木市沢良宜東町13番14号
債務者　彦野　重夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１４号
大阪市西淀川区姫里１丁目５番21号　寺本方
債務者　吉田　磨衣
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１５号
大阪市平野区加美北６丁目16番５―503号
債務者　関灘　淳子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２９号
大阪市福島区玉川２丁目２番５号
債務者　古川　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３２号
大阪府豊中市大島町１丁目３番15号
債務者　石崎真奈美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２５号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番13―403号
債務者　福岡　幸義
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３４号
兵庫県尼崎市額田町18番５―208号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目３番２―1201号
債務者　澤田　真也
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５号
愛媛県西予市野村町阿下６号439番地
債務者　井上あすか
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４８２号
高知市上本宮町48番地
債務者　三好　京子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７２号
佐賀県神埼市神埼町志波屋2880番地
債務者　荻島　昭博
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係